

議会議案第13号

鎌倉市選出の神奈川県議会議員の政務活動費の疑義について真相究明と必要な措置を強く要請する意見書の提出について

鎌倉市選出の神奈川県議会議員の政務活動費の疑義について真相究明と必要な措置を強く要請することに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年10月 3 日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
	同	上	渡	邊	昌一郎
	同	上	上	畠	寛 弘

鎌倉市選出の神奈川県議会議員の政務活動費の疑義について真相究明と必要な措置を強く要請する意見書

鎌倉市議会では平成27年12月定例会において、鎌倉市選出の神奈川県議会議員の政務活動費の使途に関する疑義について、「神奈川県議会に対して政務活動費の疑義についての真相究明と必要な措置を求める意見書の提出についての動議」を可決し、神奈川県議会に対して意見書を提出した。意見書には調査権の発動も視野に入れた調査を求めるものであったが、報道によれば、当該県議の所属した会派である自由民主党神奈川県議会議員団が辞職勧告を会派として行ったのみであり、いまだに神奈川県議会として何ら対応をされていないことについてはまことに遺憾である。

9月定例会の最中においても富山県議会、富山市議会、宮城県議会においても政務活動費の不正支出が発覚し、複数の議員が辞職しており、政務活動費の問題によって国民の信託を裏切り、地方議員の信頼が失墜していることについては、決して看過できるものでない。

この間、当該県議による政務活動費の疑義について神奈川県を被告とした訴訟の中で本年8月3日に言い渡された横浜地方裁判所の判決においては、当該県議が政務活動費として支出したとされる518万8,050円については、「印刷会社が売り上げに計上せず、納品書などの書類も一切ないのは不自然」と指摘し、支出された事実がない架空のものであり、神奈川県に対しても返還請求義務があることを認めたことは重大であり、新聞各紙も報道した。神奈川県は本判決を不服として、東京高等裁判所に控訴したが、518万8,050円を支出したことは事実ではないことについては争われていない。

既に神奈川県に対する住民監査請求の結果において同県議が提出した領収書は事実に基づかない架空のものであると結論を出しているところであるが、司法においても同旨の判断がされたことは極めて深刻な事態である。

鎌倉市議会としては、鎌倉市選出の県議会議員による政務活動費の疑義について、神奈川県民の信託を裏切ることなく、神奈川県議会においては自浄作用を働かせ、特に当該県議が所属した会派である自由民主党神奈川県議会議員団が主体性を発揮して、真相究明と必要な措置をとり、神奈川県を初めとする関係機関においても必要な措置をとることを強

く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

鎌倉市議会